平成２２年（フ）第９８号
山形県東村山郡中山町大字長崎6187番地９
債務者　江口　亜弓
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０１号
山形県東村山郡中山町大字達磨寺1100番地２
債務者　奥山　和子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０５号
山形県上山市高松77番地
債務者　川崎　勝良
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１１号
山形県天童市中里７丁目３番12号　Ｎ’ｓ－ＦＬＡＴ201号
債務者　太田　　敬
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１９号
山形県天童市鎌田２丁目１番地21　アパートメント山口213号
債務者　小山田しづ江
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２３号
山形県上山市大門13番地の１
債務者　木村つや子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９１号
群馬県邑楽郡大泉町北小泉１丁目７番27－307号　茂木マンション
債務者　福田　一司
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２３２号
愛知県岡崎市石神町12番地３
債務者　宮田寿実江
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６号
愛知県豊橋市岩屋町字岩屋下78番地の２
債務者　鈴木　正司
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３２号
愛知県豊橋市東幸町字東明１番地３－201
債務者　本田　美保（旧姓金本）
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月24日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３８号
愛知県蒲郡市三谷町上野28番地32　ウェーブ28－103
債務者　島田　勝義
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月24日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第５１号
岡山県真庭市湯原温泉24番地
債務者　池田　公博
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後１時45分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第５２号
岡山県真庭市湯原温泉24番地
債務者　池田　紀子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後１時45分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第２０９８号
大阪府高槻市城西町５番31号
債務者　永井　　亮
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第８９号
山形県新庄市大字泉田字上村西167番地１
破産者　有限会社泉田製材所
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第５８４号
栃木県日光市吉沢490番地の５
破産者　有限会社山川興業
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５８６号
栃木県鹿沼市上殿町857番地１　ヴィラ・ブラッサム202
破産者　山川　文江
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係